

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく光市特定事業主行動計画の一部改定の概要について（令和6年4月1日改定）

### 男性職員の育児休業取得率の目標値変更

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、2025年までに1週間以上の取得率を85%、2030年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとされました。県の「次世代育成支援対策推進法に基づく山口県特定事業主行動計画」においても、男性職員の育児休業の取得率の目標値について、令和7年度までに2週間以上の取得率を100%に引き上げられたことから、国と県の取組の趣旨を踏まえ、本市の特定事業主行動計画における目標値を下記のとおり変更します。

改定前	男性の育児休業取得率 12.4%
改定後	男性の育児休業取得率（2週間以上）100%

※令和8年3月31日までの目標値